

あなたの権利

1992 年精神保健法(強制的評価と治療)

2019 年 8 月

個人を尊重した処遇を受ける権利

- 患者の法的地位に加え、評価、治療、再調査のあらゆる局面について十分な説明を受ける権利があります。
- あなたの法的地位によっては、裁判官または再審判所による再評価を受ける権利があります。審問申請も可能です。
- 個人の文化的アイデンティティーや思想、信仰の尊重を求める権利があります。評価や再調査の際に、母国語を話す人や家族、友人、支持者を同伴できます。
- 病状に適した保健医療を受ける権利があります。治療を開始する前に、そのメリットや副作用について、必ず説明を受けてください。
- 治療時の撮影や録音、あるいはそれらの使用を拒否する権利があります。
- 中立的な立場にある精神科医のセカンドオピニオンを受ける権利があります。
- 患者の権利や地位、あるいはその他の事柄について弁護士に相談する権利があります。
- 他者と接触する権利があります。隔離措置は、患者本人の治療や保護の一環としてやむを得ない場合、あるいは他者を保護する必要がある場合に限りです。
- 適切な時間に訪問者を受け入れたり、電話をかけたりする権利があります。開封検査を受けることなく、郵便物の発送、受領ができます。但し、特別な理由がある場合は、担当医の判断によってこれらの権利が制限されることもあります。

この法律が患者に適用される期間は？

- 第 1 評価期間は最長 5 日間です。
- それ以上の評価と治療が必要と判断された場合、第 2 評価期間は最長 14 日間になります。
- それでもなお退院できる状態にない場合は、裁判所へ強制的治療指示の申し立てを行います。
- 強制的治療指示は、少なくとも 6 カ月ごとに見直されます。

薬の服用を拒否できますか？

- 第 1 回(5 日間)、第 2 回(14 日間)とそれに続く評価期間、および強制的治療指示から 1 カ月以内は、患者の同意がなくても、治療を強制できます。
- 上記の期間を超えた場合は、患者の同意が必要です。但し、患者が治療を拒否しても、別の認可精神科医がそのメリットを認めた場合には治療が続行されます。

患者の権利について相談するには？

患者には、自らの処遇に対する不満や権利について相談する権利があります。

以下へのご相談については、病院職員までお問い合わせください。

- 地方調査官(district inspector) – 弁護士が苦情調査や患者の権利に関する問い合わせに無料で対応します。
- 個人契約の弁護士 – 弁護士の当てがない患者には、場合に応じて病院職員または地方調査官が弁護士の連絡先を提供します。弁護士料が支払えない場合、法的扶助金が支給されることもあります。
- 医療障害委員会(Health and Disability Commissioner) – 患者の権利に関する相談受付と苦情対応
- 患者の支援団体 – 患者の権利を擁護する団体



2019 年 8 月